

事務連絡
平成18年4月21日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険課

住所地特例対象施設に関するQ&Aについて

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成18年法律第20号）の施行により、本年4月1日より住所地特例対象施設が見直されているところですが、その対象施設である特定施設について別紙のとおりQ&Aをお示します。

具体的な住所地特例の事務手続については、3月13日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料においてお示ししているところですが、特に、住所地特例対象施設から関係市町村への連絡について再度徹底していただくようお願いします。

なお、この見直しに関しましては、別添のとおり、施行日前に特定施設に入居した者に係る経過措置がありますので、念のため申し添えます。

つきましては、管内市町村及び特定施設等関係者に周知していただくようお願いいたします。

Q. 住所地特例の対象施設である特定施設は、特定施設入居者生活介護等の指定を受けた特定施設のみに限られるのか。

A.

限られない。介護保険法第13条においては、住所地特例の対象施設として「特定施設」と規定するにとどまっており、同法第41条第1項の規定による特定施設入居者生活介護等の指定を要件としていることから、その指定の有無にかかわらず、同法第8条第11項に規定する特定施設はすべて住所地特例の対象施設となる。

(別添)

参照条文

介護保険法（平成9年法律第123号）

（住所地特例対象施設に入所又は入居中の被保険者の特例）

第十三条 次に掲げる施設（以下「住所地特例対象施設」という。）に入所又は入居（以下この条において「入所等」という。）をすることにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者（第三号に掲げる施設に入所することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者にあっては、老人福祉法第十一條第一項第一号の規定による入所措置がとられた者に限る。以下この条において「住所地特例対象被保険者」という。）であって、当該住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村（当該住所地特例対象施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第九条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしている住所地特例対象被保険者であって、現に入所等をしている住所地特例対象施設（以下この項及び次項において「現入所施設」という。）に入所等をする直前に入所等をしていた住所地特例対象施設（以下この項において「直前入所施設」という。）及び現入所施設のそれぞれに入所等することにより直前入所施設及び現入所施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入所被保険者」という。）については、この限りでない。

一 （略）

二 特定施設

三 （略）

2・3 （略）

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成18年法律第20号）

（介護保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十条 第八条の規定による改正後の介護保険法第十三条第一項の規定は、施行日以後に同項第二号に掲げる特定施設に入居することにより当該特定施設の所在する場所に住所を変更したと認められる同項に規定する住所地特例対象被保険者であって、当該特定施設に入居をした際、当該特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて適用し、施行日前に当該特定施設に入居することにより当該特定施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者については、なお従前の例による。